行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳～60歳の男性、身長167㎝、体格は中肉、頭髪は短い黒髪、着衣は紺色のジャンパー、紺色の半袖ポロシャツ、黒色Ｖネックノースリーブシャツ、紺色のジーパン、黒色ストライプ柄トランクス、赤色靴下、茶色革製運動靴

上記の者は、平成29年６月１日午前10時40分頃、茨城県猿島郡境町大字塚崎2395番地の北西方向約200ｍの利根川釈水排水樋管で発見された。推定死亡日時は同日午前４時頃、死因は縊死。遺体は町が火葬に付し遺骨を保管しています。心当たりの方は、当町社会福祉課まで申し出て下さい。

平成29年９月19日

茨城県　　境町長　橋本　正裕

無縁墳墓等改葬公告

承継者不在のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成29年９月19日　　岐阜県関市

１　墳墓等所在地　岐阜県関市稲口1135番地１一区域Ｂ区画138号

１　墳墓等の名称　関市墓地公園

１　死亡者の本籍及び氏名　岐阜県武儀郡洞戸村奥洞戸415番地の１　野村　一義

１　改葬を行おうとする者　岐阜県関市若草通三丁目１番地　関市長　尾関　健治

公示送達

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地指定取消通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成29年９月19日

弘前広域都市計画事業
弘前駅前北地区土地区画整理事業
施行者　弘前市
代表者　弘前市長　葛西　憲之

記

１．通知書を受けるべき者の住所・氏名
青森県北津軽郡板柳町大字五幾形字富田１番地１
大澤　こと

２．通知書の内容
平成19年５月28日付け弘区発第11号―27の仮換地指定通知は、換地設計の変更により取消します。
なお、この取消しの効力発生の日は、平成29年８月18日とします。

（教示）

１　この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項、第99条第２項の規定による弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成29年９月19日

弘前広域都市計画事業
弘前駅前北地区土地区画整理事業
施行者　弘前市
代表者　弘前市長　葛西　憲之

記

１．通知書を受けるべき者の住所・氏名
青森県北津軽郡板柳町大字五幾形字富田１番地１
大澤　こと

２．通知書の内容
⑴　従前の宅地：
青森県弘前市大字駅前二丁目３番10
宅地　2.04㎡（基準地積2.20㎡）
⑵　仮換地：15街区12画地　約２㎡
⑶　仮換地の指定の効力発生の日：
平成29年８月18日
⑷　仮換地について使用又は収益を開始することができる日：別に定めて通知する

（教示）

１　この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十九日

北海道網走市駒場南二丁目六番一九号
株式会社丸保小保根呉服店
代表清算人　小保根　満

解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十九日

札幌市中央区北五条西一〇丁目一番二号
総和株式会社
代表清算人　朝倉　敏夫

解散公告

当法人は、平成二十九年八月二十七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十九日

北海道旭川市豊岡二三条七丁目四番一号
特定非営利活動法人旭川フレンドハウス
清算人　伊藤　志保

解散公告

当社は、平成二十九年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十九日

山形県米沢市城南四丁目一番九号
株式会社シュン
代表清算人　齋藤　俊一